

別表（第2関係）

事業内容 (交付単価)	・有機食品の検査認証制度（以下「有機 JAS 認証」という。）又はみやぎの環境にやさしい農産物認証・表示制度（以下「県認証」という。）の面積拡大等に取り組む農業者への助成を目的として、以下（１）から（３）の支援を行う。 （１）【県認証新規登録支援】 （交付単価：20,000 円/10a、2,000 円/1a、上限 100,000 円） ・慣行栽培から新規に県認証に取り組む場合、新規取組面積に応じた経費を助成する。 ・令和 5 年 4 月 1 日以降、県認証を一度も受けていない事業者を対象とする。 （２）【面積拡大支援】 （交付単価：10,000 円/10a、1,000 円/1a、上限 100,000 円） ・有機 J A S 認証面積を前年度から拡大する場合、拡大面積に応じた経費を助成する。 ・県認証面積を前年度から拡大する場合、拡大面積に応じた経費を助成する。 （３）【ステップアップ支援】 （交付単価：5,000 円/10a 500 円/1a、上限 100,000 円） ・県認証④区分から②、③および①区分へのステップアップを行う場合、栽培面積に応じてほ場管理における除草等のかかり増し経費を助成する。 ・県認証②および③区分から①区分へのステップアップを行う場合、栽培面積に応じてほ場管理における除草等のかかり増し経費を助成する。 ・県認証①区分に 2 年以上取り組み、有機 JAS 認証取得へのステップアップを行う場合、栽培面積に応じてほ場管理における除草等のかかり増し経費を助成する。 ※県認証における 4 つの区分とは以下を指す。 ・県認証①区分：農薬・化学肥料不使用栽培農産物 ・県認証②区分：農薬不使用・化学肥料節減栽培農産物 ・県認証③区分：農薬節減・化学肥料不使用栽培農産物 ・県認証④区分：農薬・化学肥料節減栽培農産物 ※本事業におけるステップアップとは以下を指す。 ・前年度県認証④区分から今年度①、②または③区分への移行 ・前年度県認証③区分から今年度①区分への移行 ・前年度県認証②区分から今年度①区分への移行 ・前年度県認証①区分から今年度有機 JAS 認証への移行
------------------------	---

	※交付申請における注意点は以下のとおり。 【共通事項】 ・（１）～（３）のうち、いずれかのメニューを選択して申請することとし、重複申請は不可とする。 ・令和８年４月１日から令和９年２月末日までに県認証および有機ＪＡＳ認証にかかる総費用の支払いが完了しているものを申請対象とする。 （県認証の現地確認経費または有機ＪＡＳ認証登録にかかる総費用の支払いが完了していない場合は対象外とする。） ・事業計画（実績）書に記載する面積については、小数第２位まで記載可能とし、小数第３位以下は切り捨てとする。 【（１）県認証新規登録支援および（２）面積拡大支援について】 ・１事業者（１団体）あたり土地利用型作物区分（水稻、大豆、麦等）、園芸作物区分（露地・施設野菜、果樹等）のいずれかを選択する。 ・申請に当たっての下限面積は、土地利用型作物区分 30a（団体認証 1 ha）、園芸作物区分 5a（団体認証 15a）とする。 ・同一区分内で他品目を加算して申請することは可とするが、別区分の他品目を加算して申請することは不可とする。 ○可の例 園芸作物区分（コマツナ 3a、きゅうり 2a）計 5a の面積拡大 ×不可の例 土地利用型作物区分と園芸作物区分（水稻 27a、コマツナ 3a）計 30a の面積拡大 【（３）ステップアップ支援について】 ・ステップアップ後の面積を申請対象とし、申請にあたっての下限面積は区分・品目・団体認証等を問わず 10a とする。
事業実施主体	下記の（１）から（６）までのいずれかであって、（ア）、（イ）の要件を全て満たす者。また、暴力団排除に関する誓約書を遵守する者。 （１）農業者 （２）農事組合法人 （３）農事組合法人以外の農地所有適格法人 （４）特定農業団体 （５）農業協同組合 （６）その他農業者が組織する団体（代表者を定め、組織及び運営について規約を定めている団体に限る。） （ア）県内に在住、県内に本店又は支店（営業所）を有すること。 （イ）全ての県税に未納がないこと。
補助率	定額（上限額 100 千円）
事業対象期間	令和８年４月１日から令和９年２月末日まで